②　東名・中央道コース　ワイド

中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから伊那インターチェンジまで、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから焼津インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで、新御殿場インターチェンジから藤枝岡部インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間、中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで並びに中央自動車道富士吉田線、新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路の全区間。

③　中京圏　東名・中央道コース　ミニ

中央自動車道西宮線の諏訪インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまで、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで、第一東海自動車道の静岡インターチェンジから小牧インターチェンジまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の新静岡インターチェンジから名古屋南インターチェンジまで及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで及び名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまでの区間及び東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから美濃加茂インターチェンジまでの区間。

④　中京圏　東名・中央道コース　ワイド

中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから河口湖インターチェンジまで、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまで、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから小牧インターチェンジまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから名古屋南インターチェンジまで、新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで、中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで及び名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまでの区間及び東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから美濃加茂インターチェンジまでの区間並びに東富士五湖道路の全区間。

⑤　伊勢道コース

中央自動車道西宮線の彦根インターチェンジから京都南インターチェンジまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊明インターチェンジから東海インターチェンジまで、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから大津ジャンクションまで、亀山西ジャンクションから亀山ジャンクションまで及び草津ジャンクションから大津ジャンクションまで並びに東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまでの区間並びに近畿自動車道名古屋亀山線、近畿自動車道伊勢線、近畿自動車道尾鷲多気線及び伊勢湾岸道路の全区間。

⑥　東海北陸道・北陸道コース

中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジから八日市インターチェンジまで、北陸自動車道の富山インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道敦賀線の若狭美浜インターチェンジから敦賀ジャンクションまでの区間及び東海環状自動車道の美濃加茂インターチェンジから養老インターチェンジまでの区間並びに東海北陸自動車道の全区間。

⑦　中央道・東海北陸道コース

中央自動車道西宮線の中津川インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまで、第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまで、東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから郡上八幡インターチェンジまでの区間及び東海環状自動車道の豊田勘八インターチェンジから山県インターチェンジまでの区間。

⑧　名神・北陸道・京都縦貫道コース

中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで、北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまで、近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から宝塚北スマートインターチェンジまで、草津ジャンクションから草津田上インターチェンジまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで、近畿自動車道敦賀線の福知山インターチェンジから敦賀ジャンクションまで及び中国縦貫自動車道の吹田ジャンクションから西宮北インターチェンジまでの区間並びに京滋バイパス、油小路線、第二京阪道路、京奈道路、第二阪奈道路、京都縦貫自動車道並びに京都府道路公社が管理する山陰近畿自動車道の全区間（ただし、山陰近畿自動車道の京丹後大宮インターチェンジから大宮峰山インターチェンジまでの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

３．企画割引「二輪車定率割引（安房峠道路）」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち休日の１日間（ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第１条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、中日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）に、ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等（ただし、別添１に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はハで、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の１回の通行のキロ程が80キロメートルを超える場合に限るものとする。

なお、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当するときを含む。）は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

東海北陸自動車道と安房峠道路を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。